

2006.8.31

編集発行：滋賀県精神保健福祉協会  
〒525- 草津市笠山八丁目4番25号  
0072 滋賀県立精神保健総合センター気付  
TEL/FAX 077(567)5250  
http://www.mental-shiga.com  
E-mail smental@ex.biwa.ne.jp

# 滋賀県精神保健 福祉協会だより

## 「滋賀県精神保健福祉協会 設立十年目を迎えて」



滋賀県精神保健福祉協会  
会長  
大川 匡子

平成十八年六月二十八日、滋賀県精神保健福祉協会は設立十年目を迎えました。前会長の加藤進昌先生の後任として私が就任いたしましたのが平成十三年五月です。協会の歴史の半分以上を会長として協会に関わってきたことになりました。

当協会の設立は他府県に比べ、やや遅いスタートではありましたが、発起人となられた方々の熱意を結集して発足を迎えたという思いがあります。他府県の協会にはないユニークさは、設立に関わった方々の立場の多様さに現れています。当事者・家族・ボランティア・福祉・行政・医療といった様々な立場から意見を出し合い、まとめていくというのは理想ではありますがなかなか大変なことです。しかしこの九年間、設立当初の運営方針を引き継いで活動を続けてきたことは、評価されるに値すると思います。

事業の実施にあたって、まさにボランティアで活動して下さる会員や関

係者のみなさんの熱意にはいつも頭が下がります。参加された当事者や家族の方々の笑顔や、スタッフの充実した働きぶりを拝見するにつけ、手作りの暖かさを感じてうれしく思います。こうした地道な活動が地域の人々への啓発になり、精神保健福祉のレベルを底上げする動きにつながることを願います。

ご存知のように、委託事業の減少など運営面での変化もあり、事業面での転換期を迎えているのかもしれませんが、福祉に関する法律が変わるなど不安定なこの時期にあつて、更に充実した協会活動を推し進めていくことが必要でしょう。こうした中で協会の特色を生かし、県民一人一人が精神保健への関心を高め、障害を持つ方も安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、会員の皆様の積極的な参加がぜひとも必要です。どんな些細なひとことでも、会員の皆様のご意見を寄せていただくことが協会の活動を支える力になるのです。

今年度から、新理事として荒田 寛氏（龍谷大学社会学部教授）と高橋啓子氏（滋賀県臨床心理士会長）が就任されました。今まで以上に多方面からのご意見や協力を得て、協会活動の基盤が更に充実していくことを期待して

います。  
さて、私事ではありますが今年度ももって滋賀医科大学を退官することになりました。協会の会長も後任の先生にお願いすることになると思いますが、これからは会員の一人として陰ながら協会の発展にお力添えできればと考えております。どうぞこれからも協会をよろしくお願いいたします。

### 第十回総会報告

平成十八年六月四日午後一時から草津市立市民交流プラザにおいて、百三十四名（内委任状出席者百十名）の出席者のもと第十回総会が開催されました。

大川会長の挨拶に引き続き、議長に福島孝一氏（滋賀県精神保健福祉士会理事）が選出されました。議事として理事報告、平成十七年度事業報告、決算報告が行われ、新理事として荒田寛氏（龍谷大学社会学部教授）と高橋啓子氏（滋賀県臨床心理士会長）が紹介されました。続いて平成十八年度の活動方針・事業計画・予算が承認されました。またこの数年、出席者が少なく総会成立が危ぶまれる状況が続いているため、総会開会の定足数を一般会員の二分の一から三分の一に変更するという会則改正案について熱心な議論がなされた結果、会則改正案が原案どおり可決されました。これにより設立十年目の協会がスタートしました。

# 平成十八年度事業計画 (年間開催予定)

## 一、啓発・普及

○精神保健福祉啓発事業

・「つどい」の開催 一回

○会報誌、パンフレット等の発行

・啓発資料作成、配布 一〜二回

・会報誌の作成、配布 三回

・情報提供 随時

○ホームページの運営、管理 随時

・情報提供等 随時

## 二、研修・調査研究

○研修会の開催 一回

・総会特別講演

・勉強会の開催

(調査研究部会担当) 随時

## 三、団体育成

○関係団体の支援、育成

・患者会、家族会、断酒会、ボランティア団体等の活動支援

随時

(報告・事務局 塚田結子)

# 障害者自立支援法と ノーマライゼーション

荒田寛先生の講演を聴いて



龍谷大学社会学部  
教授  
荒田 寛 氏

平成十八年度総会・特別講演において、龍谷大学の社会学部教授の荒田寛

先生より「障害者自立支援法とノーマライゼーション」と題してご講演を頂きました。本年四月から施行された障害者自立支援法について、日本の福祉全体の流れを振り返るとともに、同法の制定へと至るまでの経過、そしてその背景にある問題点や課題などをノーマライゼーションの実現に向けた視点から分かり易く説明して下さいました。その中で荒田先生は「障害者の自立」について触れられ、「自立」と「自活」は違うということを強調されました。また、現在の日本の障害者福祉は自立というのが「働く」ということに偏っているのではないかと、一般就労に近くくことだけが目標ではないという指摘をされました。もちろん、働くためには就労訓練であるリハビリテーションは必要であるが、それ以上にまず安心して暮らすという生活保障(所得保障)を確保する必要がある、それが欠けている現状では生きがいがなかなか持てないと述べられました。確かに現在ほとんどの就労系施設では運営費に関する補助はあっても利用者に関する補助がなく利用者の大半は低賃金で働き、その上今後は利用料まで発生してくるということであり、障害者も働ける世の中にとりノーマライゼーションの考え方は若干の矛盾を感じます。そのためには自分たちが常に県や市町村に働きかけていく動きが必要であり、同時にその人や家族の生活に対する思いやニーズを受け止めながら、新しい資源をつくる視点を持つことが大切であるとの指摘を頂きました。ノーマライゼーションを考えるにあ

たって、今後はますます私たち援助者や市民の障害者観が問われるだろうとのこと、その人の問題や病気の部分ばかりに焦点を合わせるのではなく、生活者としての生き方、健康的な部分や人間らしさを広げていくことがその人の生活を広げていくのだという荒田先生のお話を受け、改めて自分自身の援助観についても見つめることになり、また障害者の社会参加・地域生活支援について考える良い機会になりました。(NPO法人サタデーピア 廣部哲也)



## 自立支援法後の「自立支援」の現場から 「大切なものは何?」

滋賀県精神障害者就業支援センター  
運営の共同作業所 所長 齋藤 祥心

今年度成立した「自立支援法」。報酬単価制度、日割り計算方式、応益負担等、今までと異なる「支援方法」のために施設等の現場および当事者の方々の不安と混乱が具体的な数字として現れてきました。(サービス利用を控えた当事者たち。施設経営が成り立たないと土日の運営(サービス)を計画し実

施する法人、障害が重ければ重いほど負担が高くなると訴えている方々)さらには、障害者が施設や病院から地域へ生活の拠点を移して地域で普通に暮らせるサービスを展開するという目的であるにもかかわらず、居住の場所を確保するにも低い報酬のために「ホーム」の経営を断念せざるを得なくなってきたという現状も報告されています。決して現状の制度では、精神障害者にとつて満足できないので、「自立しよう」「働いて暮らそう」「地域で不安なく生活しよう」「不安なときは制度を大いに利用しよう」「多くの仲間や友達と暮らしたい」「家族と一緒に暮らしたい」などの普通の願いを実現するためだと思っていた今回の自立支援法。しかし、成立した根本の柱に「財政難」問題が大きく影響しているとのことでした。「おいしくてもまずくても一個のケーキの大きさがほぼ決まっています、それをいかに分けるか」方式の話。たくさん希望者がいれば、原材料、製造方法を精査して商品の量を少し増やしてまた分配。食べたくなかったといつても他のお菓子があるわけでなく、それも一切れに〇〇円を支払うのです。そしてその制度では、もっとおいしいケーキを安い原材料と労働力とその努力で製造するとお客様は増えるので、そのときは、感謝状(報酬単価引き上げ)を贈呈しましょうと。嗜好品ならともかく、生きる「生命」にかかわる制度整備のほずが。これからも、私たちは制度改革や、制度上の問題点を県、市町村で補足もしくは、新しく制度化していただくた

めの要望を他団体と協力しながら進めていきたいと思えます。

しかし、ちよつと一言。

先日、作業所で、「就労について」利用者の方たちと話をする機会がありました。NHKで放映された数百万人単位の「ワーキングプア」（働いても働いても生保以下の収入の方々）の現実、「ニート」の方々のこと、「生活保護」のことなど。

そのとき、ある利用者の方が、「僕がこの作業所を利用する切っ掛けとなったのは、病院のデイケアからの訪問と先生の勧めがあったから。今は、就労に向けて職安、雇用センターでの調整をしている。僕も、作業所に来るまでは、「ニート」だったのかもしれない。職を探そうと思っても体が動かない。相談できない。もうイヤ。そんな生活を何とかしたいとあせるため、さらに外に出られなくなった現実。でも、僕にとって一番大切なことは、作業所に来て、他の利用者と話ができ仲間が増えたこと、今までできない仕事の経験ができてきたこと。そうした「力」をもつことができ、就労に挑戦することができると。」「ニート」の気持ちも理解できる部分もあるが、家での引きこもり生活を乗り切るためには、やっぱり外に出て、新しい体験できる場所があること。そうした場所にもっと多くの仲間が体験すること。」と熱く語ってくれました。

私たちの仕事は、こうした当事者の方々に励まされて、「行政、関係機関、地域」との連携を進めることで「自立」を応援することではないでしょうか。

結果的には「就労移行」および「就労」の成果が大きく評価されるこの制度。しかし、彼らにとつては、その前段階の「経験」を増やすと。評価されにくい「働く」形態と「集団のもつ力、仲間の力」「外部とのつながり」など個人と横のつながりを広げる運営方法が大事だと痛感しています。

### 障害者自立支援制度の充実を求める意見書

障害者が地域で自立した生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスの給付や支援を行うことによつて障害者が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする障害者自立支援法が昨年十月に成立し、本年四月から一部施行、十月から本格的に施行され、新体系サービスへの移行などが始まる。この法律は、従来の支援費制度の課題を克服し、今後増大、多様化する障害者福祉サービスへのニーズにこたえ、自立支援制度を将来にわたつて持続可能なものとするために避けては通れない改革であり、この法律に基づく諸制度が円滑に実施されることが重要である。

しかしながら、この法律の施行後四カ月が経過した実態を見ると、原則一部の利用者負担を理由に、特に所得の低い者が通所施設などのサービス利用を控える傾向が顕著となっている。また、施設関係者などからは、施設報酬の算定が月額から日額に変更されたことにより、特に通所施設の経営が急激に悪化し、今後の運営に対する不安が

高まるなど、障害者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。

さらに、十月から新体系サービスに移行するグループホームや、地域活動支援センターに移行できる無認可の小規模作業所にあつては、報酬額等が十分でないことから、移行に対する不安が高まつており、滋賀県が先駆的に取り組んできた「入所施設から地域へ」という流れが後退するのではないかと懸念がある。

よつて、政府ならびに国会におかれは、この法律のねらいとする障害者のサービスの充実、推進の観点から、下記事項に係る制度の見直しについて特段の措置が講じられるよう強く要望する。

### 記

- 一、「入所施設から地域へ」という改革の方向を確固たるものとするため、通所施設の利用者負担の軽減措置をより一層強化すること。
- 二、入所施設を利用する20歳未満の者の負担軽減措置をより一層強化すること。
- 三、報酬日額化の影響が特に大きい通所施設に対する激変緩和措置を一層強化すること。
- 四、毎日の利用が困難という精神障害者の特性に応じて、精神障害者社会復帰施設の新たな移行後の運営支援を強化すること。
- 五、就労対策の抜本的強化を図るため、小規模作業所の移行先の

つとなる地域活動支援センター事業について、先進的な地方自治体の水準を勘案して、内容を充実すること。

六、積極的な整備が必要とされるグループホーム、ケアホームについて、地域の実情とかけ離れた報酬基準額を是正すること。

七、障害程度区分の認定において、知的障害者と精神障害者に関して、実際に要する支援の必要性と比べて低く評価される傾向が適切に反映できるよう改善すること。

八、地域福祉を先進的かつ積極的に進めてきた地方自治体における実施水準を低下させないよう、地方交付税措置、国庫補助金など国の財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年八月十一日

滋賀県議会議員 赤堀 義次

(宛先) 衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣

厚生労働大臣



# 伝言板

## 「ピアカウンセラー講座」(受講無料)

こころの会主催

日 時…平成18年10月15日(日) 10:30~15:00

場 所…県立男女共同参画センター研修室C  
(JR近江八幡駅南口徒歩10分)

講 師…ぼちぼちクラブ(大阪)のピアカウンセラー 森 実恵さん

定 員…20名

申込み…こころの会(事務局代表 吉澤康雄) 9月30日締め切り  
TEL/FAX 0748-52-2918

## 「こころの健康フェスタ」(参加無料)

精神保健福祉協会主催

日 時…平成18年12月9日(土) 13:00~16:00

場 所…甲賀市碧水(へきすい)ホール(近江鉄道 水口城南駅 徒歩1分)

講 師…●あまりあ氏(シンガー・ソングライター/ヴォイストレーナー)  
のミニコンサートと声を出してこころと体を楽しく癒すヴォイスワークショップ

- 当事者による音楽ステージ発表
- 作品展示コンクール(におの会主催)

問合せ…精神保健福祉協会事務局 TEL/FAX 077-567-5250

## 「精神保健福祉サービス勉強会」(参加無料)

精神保健福祉協会 調査研究部会主催

日 時…平成18年11月9日(木) 13:00~15:00

場 所…地域生活支援センター オアシスの郷  
(大津市桜野町1丁目10-5 JR湖西線西大津駅から徒歩5分  
京阪 近江神宮前駅から徒歩3分 駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。)

講 師…世一市郎先生(精神科医)と保健師によるこころの病気と福祉のお話

問合せ…精神保健福祉協会事務局 TEL/FAX 077-567-5250

## 滋賀県精神神経科診療所協会講演会

日 時…平成18年10月14日(土) 18:00~

場 所…クサツエストピアホテル  
JR草津駅西口5分(TEL:077-566-3335)

講 演…精神科リハビリテーションの新しい展開  
~障害者自立支援法の本格施行を迎えて~

講 師…大阪府立大学 人間社会学部社会福祉学科  
精神保健学教授 三野善央先生

会 費…1000円

## 第5回笑ってメンヘル滋賀総会と記念の集い

日 時…平成18年10月22日(日) 14:00~16:00

場 所…地域生活支援センター「まな」  
JR南彦根駅西口5分 (TEL:0749-21-2192)

会 費…300円

第一部…パフォーマンス  
漫才・コント、マジックなど

第二部…講演:井上宏 日本笑い学会会長  
演題:「笑いの力~笑いの不思議」



## <笑い与健康情報>



笑い与健康の啓発雑誌「大阪笑・笑いのススメ~意外と知らない笑いの効用~」がH18年3月に大阪府から発行されました。大阪府文化課のホームページからダウンロードできます。日本笑い学会・井上宏会長も書いておられます。ぜひご覧くださいませ。

<http://www.pref.osaka.jp/bunka/warai/warai.htm>

## 編集後記

◆長かった夏も終わりに近づきました。振り返ってみれば、7月は長雨が続き、祇園祭りの山鉦巡行は雨の中でした。8月8日の琵琶湖花火は台風7号のため11日に延期されました。連日の記録的な猛暑の中で甲子園では青いハンカチがさわやかさを運びました。

◆障害者自立支援法の10月本格施行を前にして、各市町で障害程度区分判定審査会が行われています。一次判定では介護保険の79項目をそのまま利用しており、知的障害や精神障害の程度はかなり低く判定されてしまいます。行動面の項目や日常生活関連項目が付け加えられ、合計106項目の判定となりましたが、非該当を避ける程度の意味しかありません。

◆従ってコンピューター判定のままでは精神障害では区分4以上はまず出ません。二次判定で区分変更するためには医師意見書や調査員による特記事項が重要です。もし審査会の中にこれらを充分読み取ろうとする委員がいなければ、コンピューター判定のまま流れていくでしょう。厚労省の報告でさえ、二次判定変更率は身体障害20%、知的障害43%、精神障害53%です。

◆それにしても、審査会で長時間議論し、区分変更しても空しさが残ります。各区分に該当するサービス支給決定基準が、この時期になっても示されず、区分判定がどのようなサービスにつながるのか不明だからです。また区分変更が利用者の利益につながるのか、利用者負担を増やすだけにならないか懸念が付きまといまいます。

◆近い将来、障害福祉サービスを介護保険の仕組みに統合することが想定されています。しかし介護保険におけるサービスは、利用者の現状を維持するための介護の手間によって判定されます。一方、障害福祉サービスは、利用者が障害を抱えながらも就職や結婚も含めて社会参加し自己実現をめざす長い道のりを支援していくものであるはずで、それ程簡単には統合できないのではないのでしょうか。

(滋賀県精神神経科診療所協会 上ノ山)

## 会員数

平成18年8月1日現在

一般会員	個人会員	214名
	団体会員	38団体
賛助会員	個人会員	10名
	団体会員	10団体